

**（仮称）
相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）
連続立体交差事業**

計画段階配慮書の概要

平成30年9月27日

横浜市

1

本日の説明内容

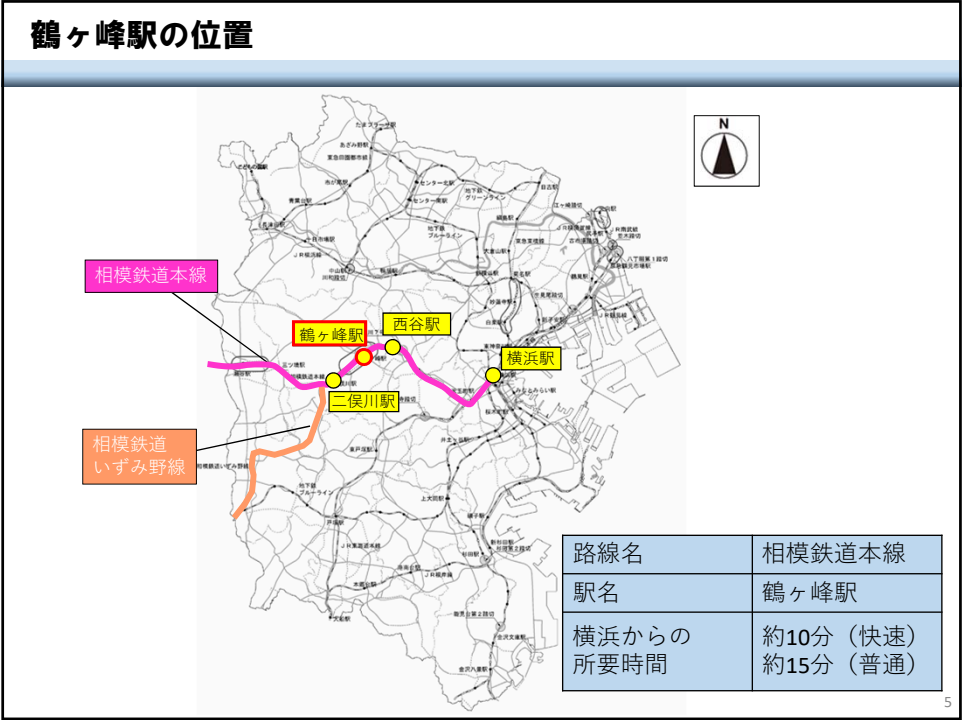
- 1. 事業計画の概要**
- 2. 地域の概況及び地域特性**
- 3. 配慮指針に基づいて行った
計画段階配慮の内容**

2

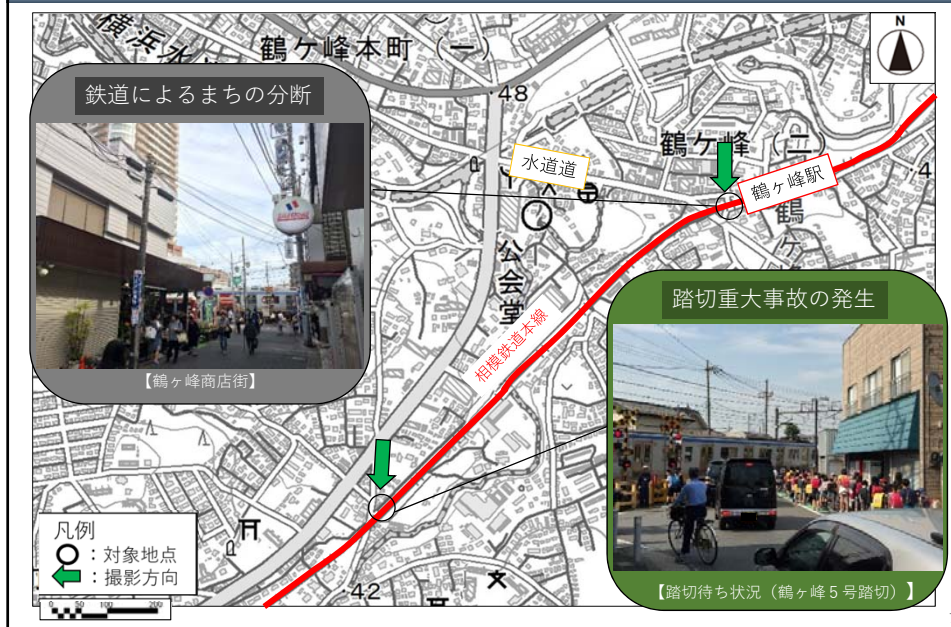
事業計画の概要

これまでの経緯

平成 2 7 年 4 月	「横浜市踏切整備計画」を策定 →相模鉄道本線の鶴ヶ峰駅付近を含む候補 5 区間を連続立体交差化が必要な区間として位置付け。
平成 2 8 年 3 月	「横浜市踏切安全対策実施計画」を策定 →候補 5 区間の中から当該区間を最も優先的に事業化の検討を進める区間として選定。
平成 3 0 年 3 月	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 →当該区間の連続立体交差事業を、おおむね10年以内に整備する予定の主要な施設に位置付け。



鶴ヶ峰駅周辺の状況（課題）



事業の必要性

（仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）
連続立体交差事業

道路と鉄道を立体交差化⇒連担する踏切を除却

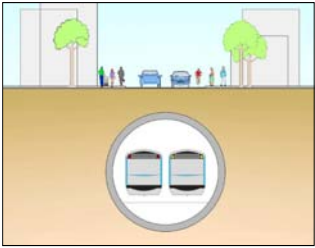


【事業効果】

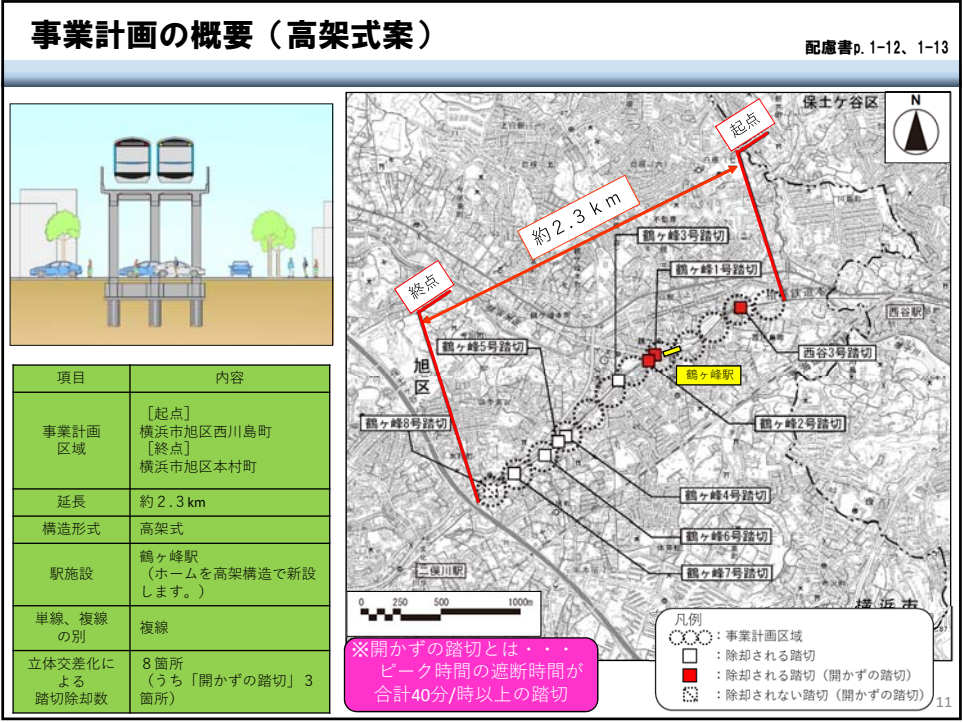
交通渋滞の解消
道路と鉄道の安全性の向上
緊急活動の迅速化
地域の一体化

事業計画の概要	
配慮書p. 1-1、1-9	
都市計画決定権者の名称並びに当該第1分類事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】 横浜市 横浜市長 林 文子 横浜市中区港町1丁目1番地 【当該第1分類事業を実施しようとする者】 同上
都市計画対象事業の名称	(仮称) 相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近) 連続立体交差事業
都市計画対象事業の種類、規模	鉄道及び軌道の建設(鉄道の改良) (第1分類事業)

9

事業計画の概要(地下式案)	
配慮書p. 1-4、1-5	
	
項目	内容
事業計画区域	〔起点〕 横浜市旭区西川島町 〔終点〕 横浜市旭区二俣川2丁目
延長	約2.7km
構造形式	地下式
駅施設	鶴ヶ峰駅 (ホームを地下構造で新設します。)
単線、複線の別	複線
立体交差化による踏切除却数	10箇所 (うち「開かずの踏切」5箇所)

10



地域の概況及び地域特性

土地利用状況

配慮書p. 2-27、2-28

事業計画区域は、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域に指定されています。

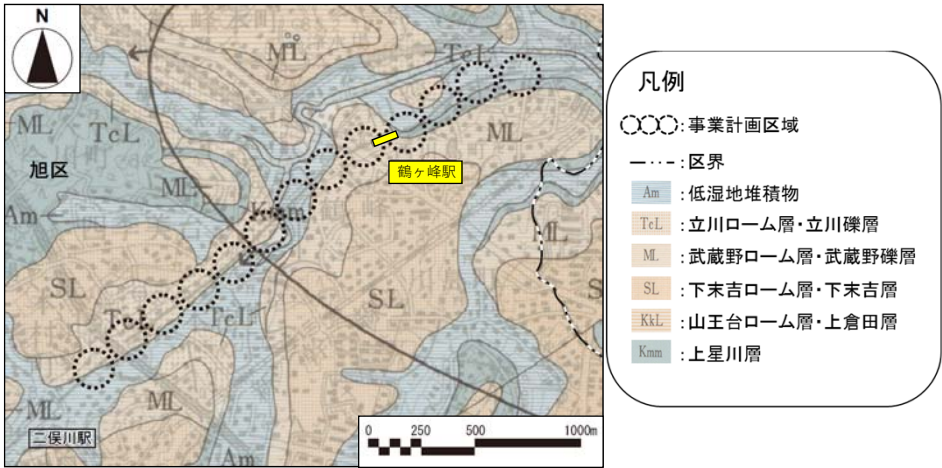


- 凡例
- ○ ○ ○ : 事業計画区域
 - : 区界
 - 緑 : 第一種低層住居専用地域
 - 黄緑 : 第二種低層住居専用地域
 - 黄緑 : 第一種中高層住居専用地域
 - 黄緑 : 第二種中高層住居専用地域
 - 黄 : 第一種住居地域
 - 黄 : 第二種住居地域
 - オレンジ : 準住居地域
 - ピンク : 近隣商業地域
 - 赤 : 商業地域
 - 紫 : 準工業地域
 - 斜線 : 市街化調整区域

地質の状況

配慮書p. 2-3～2-9

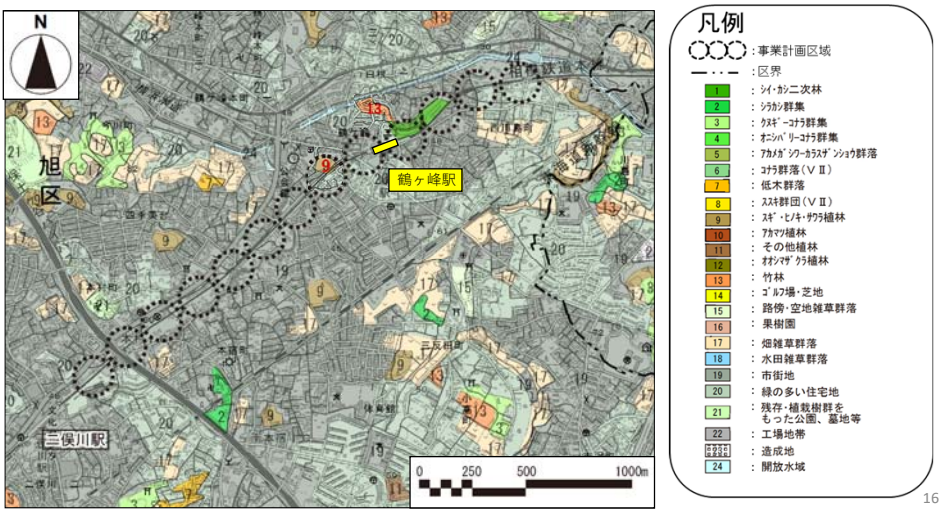
事業計画区域周辺の地質は、低湿地性堆積物、立川ローム層・立川礫層、武蔵野ローム層・武蔵野礫層、下末吉ローム層・下末吉層で形成されています。



植生の状況

配慮書p. 2-14～2-15

事業計画区域周辺の植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林 (9) 竹林 (13) が分布しています。



動物の状況

配慮書p. 2-19

調査区域には「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」に記載された、神奈川県における絶滅のおそれのある地域個体群は存在しません。事業計画区域周辺は開発が進んだ市街地であり、周辺に生息する動物は市街地に適応した種が中心であると考えられます。

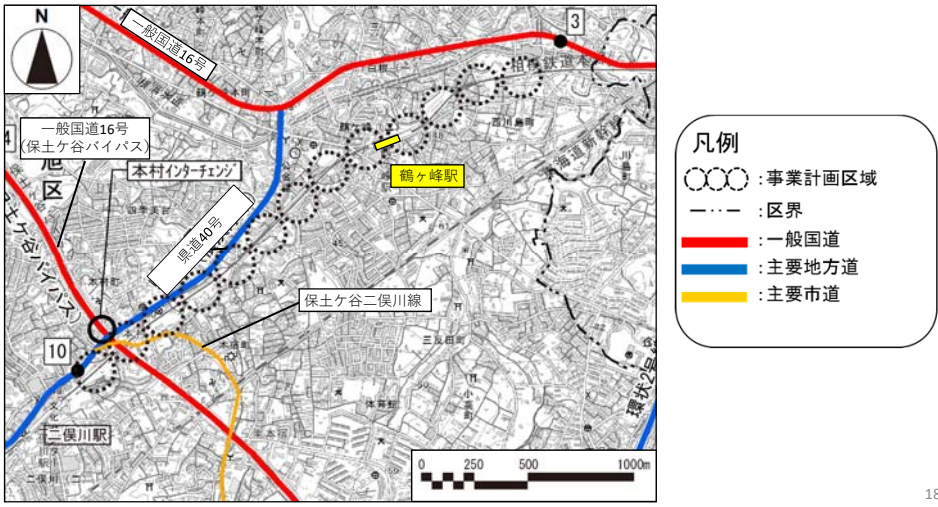
調査項目	主な確認種	
	資料①※	資料②※
哺乳類	タイワンリス(クハリリス)、タヌキ	—
鳥類	カルカモ、コジユカイ、キジ、キジバト、アオバト、コケラ、ヒバリ、クハメ、セセキレイ、ハナセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ヒヨドリ、モズ、ジョウビタキ、トラツグミ、ツグミ、ウグイス、センダインシタイ、キセビタキ、コガラ、シジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、アオシ、カワラヒワ、シメ、スズメ、ムクドリ、オナガ、ハシボソガラス、ハシブトガラス	—
魚類	—	オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ギンパチ、アユ、スマチブなど
底生生物	—	アメリカナリスミシ、ヒラキミシマイマイ、オカマキガイ、タイワンシシミ、シマイシビル、ヒロドリイシビル、ミズミシ、フロリダマミズヨコエビ、スシエビ、アメリカザリガニ、ミナモシオオアハコカゲロウ、ミシオオアハコカゲロウ、フタバコカゲロウ、オホコカゲロウ、フタモンコカゲロウ、ウスイロフトヒゲコカゲロウ、シロハラコカゲロウ、ウデマカゲロウ、エラアタマダウカゲロウ、ハグロトンボ、コガタシマヒゲラ、コンキョウトビゲラなど

※資料①：「神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」
(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課、平成4年3月)
資料②：「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜環境科学研究所、平成28年3月)

道路交通の状況

配慮書p. 2-29、2-30

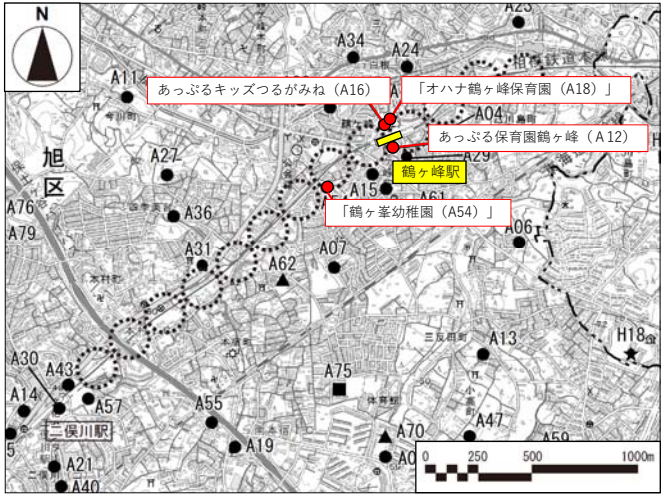
事業計画区域と並行して一般国道16号及び県道40号が存在しています。また、事業計画区域と交差する形で、一般国道16号(保土ヶ谷バイパス)及び保土ヶ谷二俣川線が通っています。



教育機関等の状況

配慮書p. 2-35～2-38

事業計画区域内には、「あっぶる保育園鶴ヶ峰（A12）」、「あっぶるキッズつるがみね（A16）」、「オハナ鶴ヶ峰保育園（A18）」、「鶴ヶ峯幼稚園（A54）」等の教育機関が存在しています。



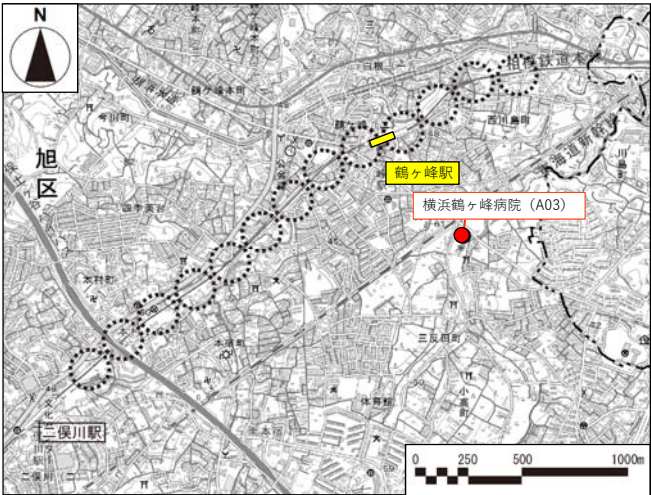
凡例

- ○ ○ : 事業計画区域
- : 区界
- ● : 保育所、幼稚園
- ▲ : 小学校
- : 中学校
- ★ : 高等学校

主な医療機関の状況

配慮書p. 2-39、2-40

事業計画区域に最も近い病院は「横浜鶴ヶ峰病院（A03）」で、事業計画区域から600m程度に位置しています。



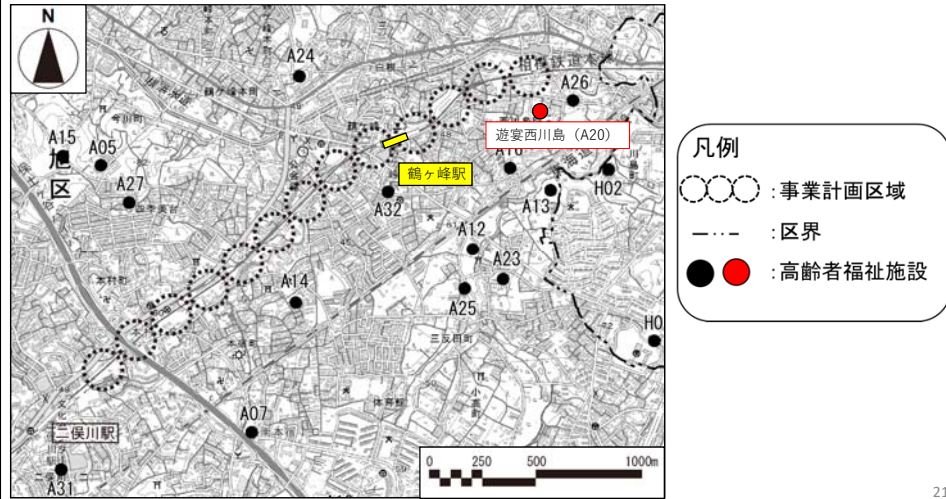
凡例

- ○ ○ : 事業計画区域
- : 区界
- : 主な医療機関

主な福祉施設等の状況

配慮書p. 2-43～2-45

事業計画区域に最も近い福祉施設は認知症高齢者グループホームの「遊宴西川島（A20）」で、事業計画区域から200m程度に位置しています。

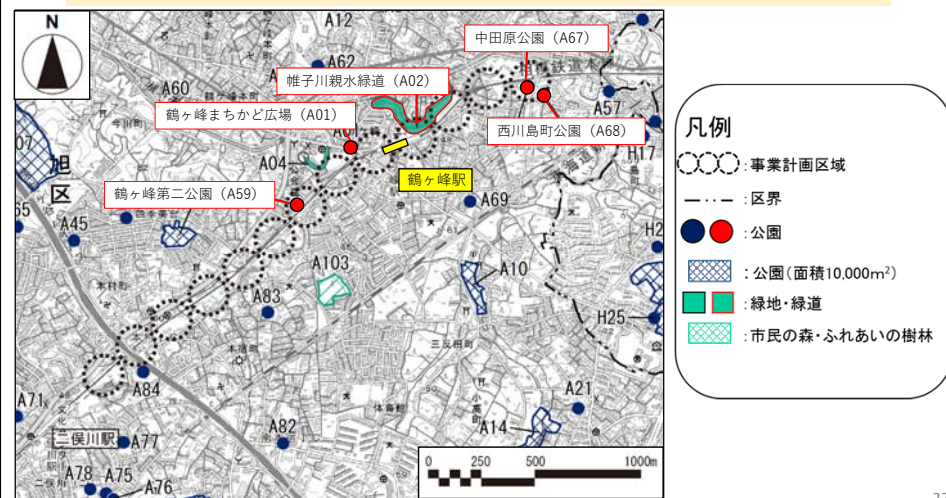


21

主な公園・緑地等の状況

配慮書p. 2-48～2-52

事業計画区域内には、「鶴ヶ峰まちかど広場（A01）」、「帷子川親水緑道（A02）」、「鶴ヶ峰第二公園（A59）」、「中田原公園（A67）」、「西川島町公園（A68）」が存在しています。

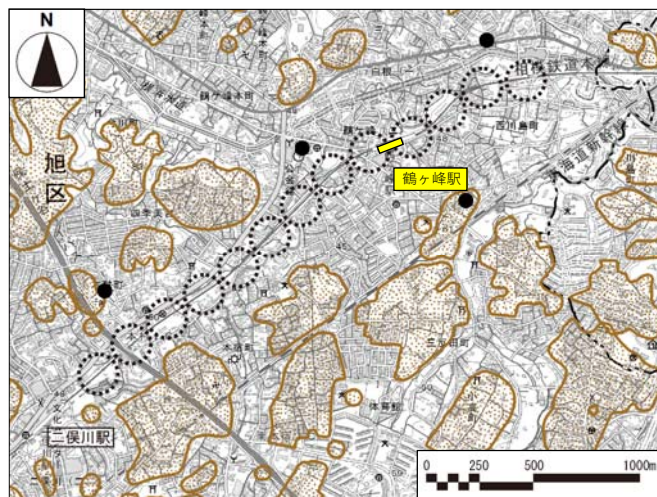


22

文化財等の状況

配慮書p. 2-53～2-61

事業計画区域周辺に複数の指定・登録文化財、埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、事業計画区域内には存在しません。



凡例

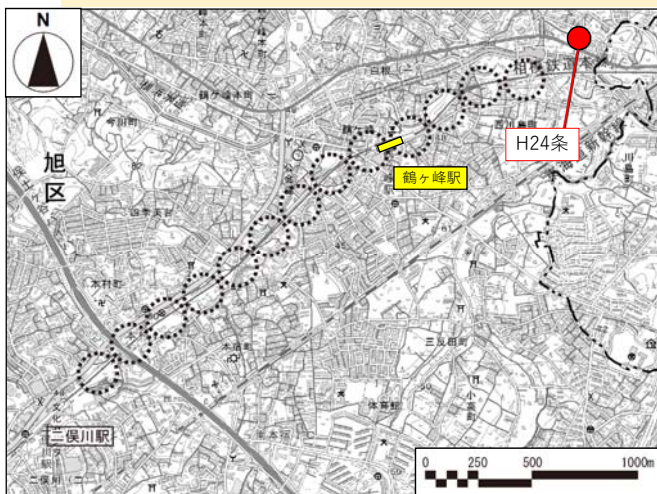
- ○ ○ ○ : 事業計画区域
- - - : 区界
- : 指定・登録文化財
- 〰 : 埋蔵文化財包蔵地

23

土壌汚染の状況

配慮書p. 2-77、2-78

事業計画区域周辺には、「汚染あり」とされている土地が西谷駅側に一箇所（●）存在しますが、汚染の除去等の措置が既に講じられています。



凡例

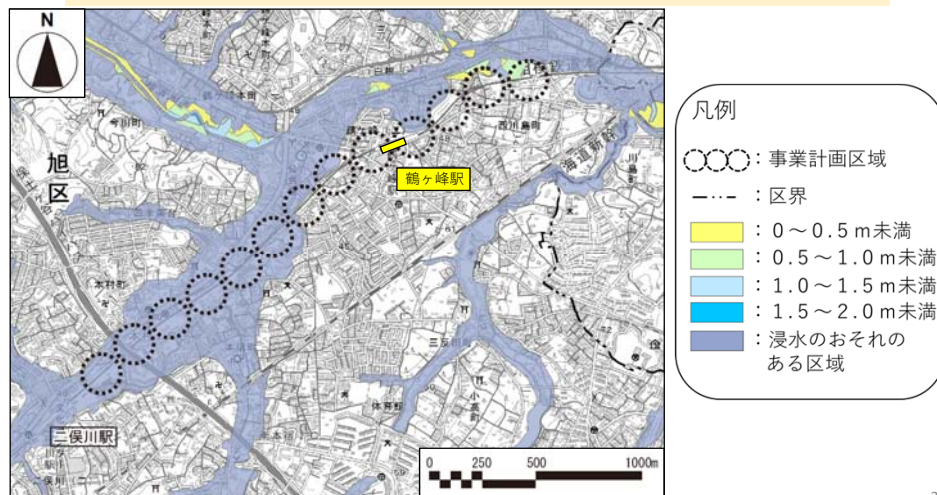
- ○ ○ ○ : 事業計画区域
- - - : 区界
- H24条 : 平成24年改正前条例に基づいて土壌調査等を実施した土地

24

浸水想定区域の状況

配慮書p. 2-89、2-92

事業計画区域内の鶴ヶ峰駅の北東側では一部、想定される浸水深さが、0.5～1.0m未満となっていますが、鶴ヶ峰駅～二俣川駅間では、その大部分が浸水のおそれのある区域になっています。



25

配慮指針に基づいて行った 計画段階配慮の内容

26

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

基本的な配慮事項

横浜市環境配慮指針：鉄道及び軌道の建設に関する配慮事項の要点

(1)-1	ルート・構造等の選定に当たり、周辺環境への影響を低減する
(1)-2	生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、分断・改変を避ける
(1)-3	温室効果ガスの排出削減を計画段階から検討する
(2)	環境資源等の現況把握を行う
(3)	安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める
(4)	環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する

27

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：鉄道及び軌道の建設に関する配慮事項の要点

(5)	緩衝帯、法面、区域内の未利用地の緑化とともに生物の生息生育環境の確保に努める
(6)	エネルギー使用の合理化、未利用エネルギーの積極的な活用に努める
(7)	建設資材や設備等のグリーン購入を図る
(8)	ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減に努める
(9)	省エネルギー型車両の積極的な導入による、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める
(10)	人工排熱の抑制や保水性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める
(11)	地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転、地域の分断を避けるように努める

28

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

■ 本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針：鉄道及び軌道の建設に関する配慮事項の要点

(12)	駅舎等の構造等については、街の個性等を把握するとともに、周辺建物や後背地との調和を図る
(13)	環境施設帯(植樹帯等)を設置するよう努める
(14)-1	駅舎等施設の混雑時の安全性の確保、利便性の向上に努める
(14)-2	大雨等による浸水を可能な限り生じさせない構造や、避難設備の採用に努める
(15)	騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める
(16)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める

29

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-2

基本的な配慮事項(1)-1

ルート・構造等の選定に当たり、周辺環境への影響を低減する

【地下式・高架式】

◆ 既設線用地以外の新たな改変区域を極力少なくすることで、環境面等への影響を回避・低減するよう配慮する。

30

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-2

基本的な配慮事項(1)-2

**生物の生息生育環境の保全や景観機能等を
考慮し、分断・改変を避ける**

【地下式・高架式】

- ◆「生物多様性横浜行動計画」に基づき、生物多様性の保全に配慮する。
- ◆連担している踏切を連続的に除却することで地域の分断を解消し、周辺地域の生活利便性の更なる向上を図る。

31

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-2

基本的な配慮事項(1)-3

**温室効果ガスの排出削減を計画段階から検
討する**

【地下式・高架式】

- ◆「横浜市地球温暖化対策実行計画」にのっとり、可能な限りの温室効果ガスの排出抑制に努める。

32

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-3

基本的な配慮事項(2)

環境資源等の現況把握を行う

【地下式・高架式】

- ◆ 地域の概況について、現況の把握に努めた。
- ◆ 住環境が整った地域内での事業となることから、周辺の住居に配慮した計画とする。

33

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-4

基本的な配慮事項(3)

安全な工事計画の検討、市民への情報提供に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。
- ◆ 土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。

34

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-4

基本的な配慮事項(4)

環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守する

【地下式・高架式】

- ◆ 環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。

35

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-4

本事業に係る配慮事項(5)

緩衝帯、法面、区域内の未利用地の緑化とともに生物の生息生育環境の確保に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 可能な限り既設線用地を活用した計画とし、新たな改変区域を極力少なくするよう配慮する。
- ◆ 周辺の緑や景観との調和に配慮した構造物の構築・復旧に努める。

【高架式】

- ◆ 関連側道について、必要な機能を担保しつつ、改変区域を最小限に留めるよう配慮する。

36

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-5

本事業に係る配慮事項(6)

エネルギー使用の合理化、未利用エネルギーの積極的な活用に努める

【地下式・高架式】

◆ 駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具等を積極的に導入する。

37

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-5

本事業に係る配慮事項(7)

建設資材や設備等のグリーン購入を図る

【地下式・高架式】

◆ 建設資材や設備等の確保に際して、グリーン購入に努める。

38

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-5

本事業に係る配慮事項(8)

ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 新たに構築する鉄道施設の長寿命化を図る。
- ◆ エネルギー効率の高い建設機械や工事用車両の積極的な採用と共に、建設機械の省エネ運転や、工事用車両のエコドライブ等を実施する。

39

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-5

本事業に係る配慮事項(9)

省エネルギー型車両の積極的な導入による、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 本事業は道路と鉄道を立体交差化する事業であり、新たな鉄道車両を導入する計画ではない。



非選定

40

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-6

本事業に係る配慮事項(10)

人工排熱の抑制や保水性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 駅舎やホーム等への高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入を行う。

【高架式】

- ◆ 関連側道の整備にあたり、道路舗装としての耐久性の確保を前提としつつ、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討する。

41

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-6

本事業に係る配慮事項(11)

地域に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転、地域の分断を避けるよう努める

【地下式・高架式】

- ◆ 工事実施段階にて文化財等を発見した場合、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じる。
- ◆ 連担している踏切を連続的に除却することで地域の分断を解消し、周辺地域の生活利便性の更なる向上を図る。

42

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-7

本事業に係る配慮事項(12)

駅舎等の構造等については、街の個性等を把握するとともに、周辺建物や後背地との調和を図る

【地下式】

◆ 駅出入口のデザインや色彩について、駅北口周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図る。

【高架式】

◆ 駅舎のデザインや色彩について、駅北口周辺のまちづくりとの連携を図りながら検討を行い、周辺建物や後背地との調和を図る。

43

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-7

本事業に係る配慮事項(13)

環境施設帯(植樹帯等)を設置するよう努める

【地下式】

- ◆ 改変区域について、現時点では環境施設帯は設置しない計画とする。
- ◆ 駅出入口の設置検討に当たり、植樹スペースの確保について検討する。

【高架式】

- ◆ 関連側道について、改変区域を最小限に留めるよう配慮するため、現時点では植樹帯は設置しない計画とする。
- ◆ 駅舎の計画検討に当たり、周辺の状況に応じた植樹スペースの設置について検討する。

44

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-7

本事業に係る配慮事項(14)-1

駅舎等施設の混雑時の安全性の確保、利便性の向上に努める

【地下式・高架式】

◆ 利用者が円滑に移動できる経路や標識、昇降設備を適切に配置する。

45

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-7

本事業に係る配慮事項(14)-2

大雨等による浸水を可能な限り生じさせない構造や、避難設備の採用に努める

【地下式】

◆ 施設の状況に応じて、地下駅出入口への止水パネル設置などの浸水防止対策を行う。

46

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-8

本事業に係る配慮事項(15)

騒音・振動等の環境影響の低減のため、最新の技術を用いた保全対策実施に努める

【地下式】

- ◆ 最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
- ◆ 地質調査等により周辺状況の特性を把握し、設計や工法を検討し、適切な施工管理計画を策定・実行する。

【高架式】

- ◆ 最新の技術を用いた保全対策の実施に努める。
- ◆ 日照阻害等に対して、日常生活に支障が生じる場合は、必要に応じて適切に対応する。

47

配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮書p. 3-8

本事業に係る配慮事項(16)

廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める

【地下式・高架式】

- ◆ 建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。
再使用、再生利用できないものは適正に処理を行う
- ◆ 建設発生土は、事業内再利用に努めるほか、可能な限り他の公共事業等での再利用を図る。
- ◆ 木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。
- ◆ 雨水の有効利用についても検討する。

48

ご清聴ありがとうございました。